

板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 板柳町内における空き家の利活用による移住・定住の促進を図るため、第4条に規定する者が町内の区域内に存する空き家を購入するのに要する経費について、当該年度の予算の範囲内において、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、板柳町補助金等の交付に関する規則（平成13年3月27日板柳町規則第14号。以下「規則」という。）及び板柳町町税等滞納者に対する補助金等交付の取扱い方針（令和7年板柳町告示第40号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内の区域内に存する建築物で、過去に人の居住の用に供したことがあるが現に居住しておらず、おおむね1年以上使用の実績がない一戸建ての建築物をいう。
- (2) 移住者 板柳町の区域外に1年以上居住していた者であつて、本補助金を活用し板柳町に移住しようとするものをいう。
- (3) 弘前圏域8市町村 弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村をいう。
- (4) 弘前圏域空き家・空き地バンク 弘前圏域8市町村、不動産業界及び金融機関で設立した「弘前圏域空き家・空き地バンク協議会」が設置する空き家・空き地の情報を提供する制度をいう。
- (5) 親族 3親等内の血族、姻族又は配偶者をいう。
- (6) 子育て世帯 申請日において、世帯員に中学生以下の子若しくは妊娠している者又は配偶者が妊娠している者がいる世帯をいう。
- (7) 若者夫婦世帯 申請日において、夫婦のいずれかが40歳以下である者の世帯をいう。
- (8) 一般世帯 前2号以外の世帯をいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号のいずれかに該当する物件とする。

- (1) 町が空き家と認定した物件
- (2) 弘前圏域空き家・空き地バンクに登録された物件

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、法人を除く。

- (1) 板柳町在住者又は移住者であつて、平成31年4月1日以降に補助対象物件である空き家を購入したこと。

- (2) 補助金の交付確定を受けた日から10年以上継続して定住をする意志があること。
- (3) 市区町村税等を滞納していないこと。
- (4) 補助対象物件の所有者又は親族でないこと。
- (5) 板柳町在住者にあつては、当該補助事業を行うことにより自己又は親族が所有する家屋が空き家とならないこと。
- (6) 過去にこの要綱による補助金、板柳町子育て世帯定住サポート事業補助金又は板柳町若者夫婦定住応援事業補助の交付を受けた実績を有しないこと。
- (7) 世帯員に板柳町暴力団排除条例（平成24年板柳町条例第10号）に規定する暴力団員がいないこと。
- (8) 前各号のほか、町長が適当でないと認める者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の購入及びリフォームに要する費用（租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用、仲介手数料及び消費税並びに地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象者の区分に応じた、同表に定める額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、本町の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 空き家の売買契約書及びリフォームに要する工事費見積書の写し
- (3) 空き家の位置図及び平面図
- (4) 空き家の外観写真
- (5) 定住誓約書（様式第2号）
- (6) 空き家証明書（様式第3号）
- (7) 移住者にあつては戸籍附票謄本
- (8) 移住者にあつては本町への転入前住所地における納税証明書
- (9) 妊婦がいる世帯にあつては、母子手帳の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 町長は、第7条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定して、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更する、又は申請を取り下げるときは板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号のいずれかに該当する場合について行うものとする。

（1）第3条各号又は第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、町長がやむを得ないと認める場合を除く。

（2）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

(変更の承認)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、承認の可否を決定して、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金事業変更（取下げ）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）第3条各号又は第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、町長がやむを得ないと認める場合を除く。

（3）補助金の交付の条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときに、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金事業完了実績報告書（様式第8号）

（2）入居後の住民票謄本

（3）住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し

（4）空き家の購入及びリフォームに要した経費が分かる領収書の写し

（5）その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 町長は、前条の報告書等の提出があったときは、当該報告書等の書類を審査し、必

要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定して、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（財産の管理及び処分）

第14条 補助対象者が補助事業を行うにあたり、補助事業により取得する不動産を担保に供して金融機関から融資を受ける必要がある場合の規則第19条の規定の適用については、補助金の交付の決定をもって同条に定める町長の承認があったものとみなす。

2 規則第19条ただし書の町長が定める期間は、補助事業により購入した補助対象物件に居住した日の翌日から起算して10年間とする。

3 前項に定める期間において、補助事業者は、町長の要求があった場合には、補助金の交付を受けた物件の管理状況に関し、町長に報告しなければならない。

4 補助事業者は、第2項に定める期間内に、町長の承認を受けずに、補助金の交付を受けた物件を処分した場合又は当該物件に居住しなくなった場合において、既に補助金の交付を受けているときは、直ちに当該補助金を町長に返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

（補助金の請求等）

第15条 補助金の請求は、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金請求書（様式第10号）を町長に提出して行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条第1項関係）

補助対象者の区分		補助金の額
町内在住者	（１）子育て世帯	補助対象経費の実支出額の合計に３分の２を乗じて得た額又は６０万円のいずれか少ない額
	（２）若者夫婦世帯	補助対象経費の実支出額の合計に３分の２を乗じて得た額又は５０万円のいずれか少ない額
	（３）一般世帯	補助対象経費の実支出額の合計に３分の２を乗じて得た額又は３０万円のいずれか少ない額
移住者	（１）子育て世帯	補助対象経費の実支出額の合計に３分の２を乗じて得た額又は８０万円のいずれか少ない額
	（２）若者夫婦世帯	補助対象経費の実支出額の合計に３分の２を乗じて得た額又は７０万円のいずれか少ない額
	（３）一般世帯	補助対象経費の実支出額の合計に３分の２を乗じて得た額又は５０万円のいずれか少ない額

板柳町長 殿

申請者 住 所

氏 名
(連絡先)

板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付申請書

板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金の交付を受けたいので、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

【算定根拠】

a	空き家の購入及びリフォームに要する費用 (租税公課、契約に要する費用、登記に要する費用、 仲介手数料及び消費税並びに地方消費税を除く。)		円	
b	$a \times 2 / 3$ (1,000円未満切捨て)		円	
c	補助金上限額 (該当する欄に○)	町内 子育て世帯		6 0 0 , 0 0 0 円
		〃 若者夫婦世帯		5 0 0 , 0 0 0 円
		〃 一般世帯		3 0 0 , 0 0 0 円
		移住 子育て世帯		8 0 0 , 0 0 0 円
		〃 若者夫婦世帯		7 0 0 , 0 0 0 円
		〃 一般世帯		5 0 0 , 0 0 0 円
d	補助金申請額 (bとcのいずれか少ない額)		円	

2. 事 業 内 容 別紙 1 のとおり

様式第 1 号－別紙 1 事業内容

1. 対象住宅の所在地 板柳町

2. 入居予定年月日 年 月 日

3. 世帯員（入居予定者）

世 帯 員	氏 名	続柄	生年月日	備考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

4. 空き家バンク登録の有無 （ 有 ・ 無 ）

※有の場合「様式第 3 号 空き家証明書」は不要となります。

5. 町税等に関する調査を認める同意（町内在住者のみ）

私は、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金の交付決定に必要な私に関する町税等に関する調査を受けることに同意します。

◎調査項目

- ・町税等の納付状況
- ・住民基本台帳

氏 名

（署名又は記名押印）

6. 添付書類

- （1）空き家の売買契約書の写し及びリフォームに要する工事費見積書の写し
- （2）空き家の位置図及び平面図
- （3）空き家の外観写真
- （4）定住誓約書（様式第 2 号）
- （5）空き家証明書（様式第 3 号）
- （6）戸籍附票謄本（移住者）
- （7）本町への転入前住所地における納税証明書（移住者）
- （8）母子手帳の写し（妊婦がいる世帯）
- （9）その他町長が必要と認める書類

年 月 日

板柳町長 殿

定 住 誓 約 書

私は、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金の交付確定を受けた日から 10 年以上継続して板柳町に定住すること及び板柳町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないことを誓約します。

なお、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金要綱第 14 条の規定に該当し、補助金の返還を命じられた場合には、補助金の全部又は一部を返還することに異議はありません。

申請者 住所

氏名

（署名又は記名押印）

年 月 日

板柳町長 殿

空き家証明書

（対象物件所在地）板柳町 の
建築物は、下記の期間、空き家であったことを証明します。

1. 空き家であった期間 年 月から 年 月まで

空き家証明者

売主・所有者・仲介業者・町内会長・行政連
絡員・町内班長・民生委員
その他（ ）

住 所

氏 名 ⑩

第 年 月 日 号

様

板柳町長 

板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金について、（次の条件を付けて） 円を交付する（補助金を交付しない）ことに決定したので、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 円

（交付の条件）

（交付しない理由）

年 月 日

板柳町長 殿

申請者 住 所

氏 名

（連絡先 ）

板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった、 年度板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金の事業内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

変更前	変更後

3. 添付書類

- ・変更を説明できる書類

第 号
年 月 日

様

板柳町長



板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金事業変更（取下げ）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金事業の変更（申請の取下げ）について、承認する（承認しない）ことに決定したので、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

（承認しない理由）

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

板柳町長



板柳町空き家利活用定住支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした板柳町空き家利活用定住
支援事業補助金について次のとおり取消ししたので、板柳町空き家利活用定住支援事
業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 取消金額 円

2. 取消理由

年 月 日

板柳町長 殿

申請者 住 所

氏 名

（連絡先 ）

板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金について、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定額 円

2. 添付書類

- （1）入居後の住民票謄本
- （2）住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- （3）空き家の購入及びリフォームに要した経費が分かる領収書の写し
- （4）その他町長が必要と認める書類

第 年 月 日
号 日

様

板柳町長 印

板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金について、補助金 円を交付することに確定したので、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金要綱第13条の規定により通知します。

記

1. 交付確定金額 円
2. 支払予定日 年 月 日

(交付しない理由・減額した理由)

年 月 日

板柳町長 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩
(連絡先)

板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付金額確定のあった板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金について、板柳町空き家利活用定住支援事業費補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 振込先

振込金融機関	金融機関名	銀行 金庫 信用組合 農協	支店 出張所
	預金種別	☐ 普通 ☐ 当座	
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ) 氏名	

※通帳のコピーを添付してください。（表紙及びカナ名義が確認できるページ）